社会福祉法人会計基準等検討会(第1回)	
令和2年12月8日	資料 6

社会福祉連携推進法人に係る会計基準素案の作成について(案)

- O 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人と同様、厚生労働省令で定める会計 基準に従い、会計処理を行わなければならないこととされている。
 - ※社会福祉法第138条における準用後の法第45条の23第1項 第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準 に従い、会計処理を行わなければならない。 2 (略)
- 〇 そのため、社会福祉連携推進法人制度の施行までに同法人の会計基準省令 を整備する必要がある。
- 〇 そこで、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」における運営の在り方等に関する検討を踏まえつつ、事務局が作成する社会福祉連携推進法人の会計基準素案について、本検討会においてご検討いただきたい。
- 〇 会計基準素案は、開催要綱4(3)に基づき、座長の承諾を得て、会計の専門的知識を有する者に協力を依頼し、作成することとしたい。